

基本計画委員会での審議結果を踏まえた各テーマの基本的な考え方

1. はじめに

総合海洋政策本部参与会議は、本年4月以降、次期計画の策定に向けて全体的な取り纏めなどを行うため、参与会議メンバーを構成員とする「基本計画委員会」を設置したところ、本委員会では、昨年度の参与会議意見書で重要なテーマとされた、「海洋科学技術」、「海洋調査・観測」、「北極政策」及び「国際連携・国際協力」について審議を行うとともに、追加的に、「水産業」、「海上輸送」、「離島の振興」及び「排他的経済水域等の開発等」についても今後の在り方について議論が行われた。これらの追加テーマは、海洋の安全保障小委員会の一部議論されたものを含むが、次期計画の策定にあたって重要な個別に審議すべきテーマとして改めて取り扱うこととした。本委員会での審議結果を踏まえた各テーマについての基本的な考え方については、下記2.に記載する。

2. 各テーマの基本的な考え方

(1) 科学的知見の充実（海洋科学技術、海洋調査・観測）

① 海洋科学技術に関する研究開発の推進等

○海洋科学技術は、海洋資源開発・海洋再生可能エネルギー利用等による我が国の経済・社会の発展、激化する気象災害や地震・津波災害への対策等の国民の安全・安心の確保、地球温暖化をはじめとする気候変動等に関する地球規模課題、国家安全保障上の諸課題への対応に貢献するものであり、また、海洋、地球、生命に関する人類の知的資産を創造し、青少年に科学への興味と関心を抱かせ、我が国の国際社会におけるプレゼンス向上に資するものである。

○このように、海洋科学技術は、産業競争力の強化や経済・社会的課題への対応に加えて、我が国の存立基盤を確固たるものとするものであることから、国家戦略上重要な科学技術として捉え、科学技術には多義性があり、ある目的のための研究開発の成果がほかの目的に活用できることも踏まえ、長期的視野に立って継続的に取組を強化していく必要がある。この際、海洋科学分野の研究開発で得られた知見・技術・成果の社会還元を目指して、オープンイノベーションの取組等を推進する。

○こうした海洋に関する科学的知見の充実のため、海洋の状態を「測る」ためのセンシング及び計測技術や海洋の挙動を「理解する」ためのデータ統合・モデリング技術等に代表される基盤的技術の開発、海洋調査船、深海探査システム等の研究プラットフォームの整備・運用等を推進するとともに、海洋に関する学術研究・基礎研究について、引き続き取組を

推進する。

② 海洋調査・観測・モニタリング等の維持・強化

- 海洋調査・観測・モニタリング等の活動（以下、海洋調査等という。）により収集した海洋の科学的情報を活用し、海洋の状況を把握し、これを適切に共有すること（海洋状況把握：MDA）は、多様な海洋政策の実施や海洋における脅威・リスクの早期察知に有効であり、その意味において、海洋調査等は、海洋の安全保障の実現の基盤である。
- こうした観点から、我が国がこれまでに構築してきた海洋観測網を貴重な資産であると捉え、その維持・強化を図るとともに、先進的な観測システム構築に係る技術開発の推進や取得した海洋情報の共有体制の強化を図る。

③ 海洋と宇宙の連携及び Society5.0 の実現に向けた研究開発

- 広大な海洋の情報を効果的に取得するためには、海洋調査船等による現場観測に加え、宇宙技術の活用や国際的な連携・協力が不可欠である。したがって、海洋と宇宙の政策連携を一層強化し、海洋分野における衛星による地球観測や通信技術等の活用をさらに推進するとともに、国際的な海洋観測体制の構築・強化や観測技術の国際標準化などの議論においても主導的な役割を果たしていく。
- さらに、第5期科学技術基本計画では、ネットワーク技術やIoTを活用した「超スマート社会（Society 5.0）」の実現や科学技術イノベーション創出が強く打ち出されているところである。
- このため、MDA 体制の確立を含め、得られた膨大な海洋情報を海洋政策に有効に活用するためには、これら膨大なデータの集約、解析、海洋変動予測に係る技術等が不可欠であることから、総合科学技術・イノベーション会議と連携し、海洋分野における Society 5.0 の実現に向けた先進的な観測システムの開発や海洋ビッグデータの整備・活用や海洋変動予測等に係る研究開発を推進する。
- こうした観点から、諸外国の動向も踏まえつつ、海洋資源開発・海洋再生可能エネルギー利用等の産業競争力の強化や経済・社会課題への対応のための海洋に関連する研究開発、技術力の向上を図るとともに、これらの科学技術が国及び国民の安全、安心を確保するためにも重要であることを踏まえ、国家安全保障上の諸課題への対応を含め、産学官連携の下、必要な科学技術の研究開発を推進する。

(2) 北極政策

我が国は北極の気候変動の影響を受けやすい地理的位置にあり、北極域における環境変動

の影響は我が国にとっても無関係ではない。他方、アジア地域において最も北極海に近いことから、北極海航路の利活用、資源開発をはじめとして経済的・商業的な機会を大きく享受し得る環境にある。こうした状況を背景に、我が国が北極をめぐる課題への対応における主要なプレイヤーとして国際社会に貢献していくことを目指して、平成27年10月に、基本方針となる「我が国の北極政策」を総合海洋政策本部において策定した。本基本方針に基づき、北極に潜在する可能性と環境変化の脆弱性を適切に認識するとともに、我が国にとっての北極の重要性を踏まえ、以下のような論点を基本的な考え方とすることが重要と考えられる。

① 観測・研究活動の推進を通じた地球的課題の解決による我が国のプレゼンスの向上

○我が国は、長年にわたり、北極の環境変化について観測・研究を継続しており、国際的な科学技術協力にも積極的に貢献してきた。これは、北極政策を主導する上で我が国の最大の強みであり、下記②及び③を達成していくうえでも、極めて重要な手段となる。

○北極政策に取り組む諸外国において、砕氷機能を有する観測船をはじめとした観測・研究体制の整備等が進んでいる情勢を踏まえ、我が国としても、引き続き、「北極域研究推進プロジェクト（ArCS）」を継続するとともに、観測・研究体制や成果発信、国際連携の一層の強化を通じて、地球的課題の解決に貢献し、その中で国際社会におけるプレゼンスの向上を図ることが必要である。

② 国際的ルール形成への積極的な参画

○北極海を含む海洋においても、国連海洋法条約を含む関連国際法が遵守されるという「法の支配」の確保及び科学的根拠に基づく議論が重要である。

○これを前提として、公海部分における水産資源の保存管理等に関する国際的なルール形成や北極海航路の利活用等に関する環境整備において、我が国及び国際社会の利益を確保していく。

③ 我が国の国益に資する国際協力の推進

○北極域における環境変化の影響は、北極圏、非北極圏を問わず国際社会に様々な課題をもたらしており、その対応には二国間及び多国間での国際協力が不可欠である。

○また、北極域における変化は、我が国周辺のみならず国際社会全体に影響を及ぼし得るところ、国際協調を基調とする北極政策を切り口に、様々な外交機会を捉えて協力関係を築き、我が国の国益に資する国際環境を創出していくことが重要である。

(3) 国際連携・国際協力

- 国際連携及び国際協力は、平和で安定した国際社会の確立を基盤とした我が国国益の実現のために行われるべきものである。したがって、国際協調主義を掲げる我が国は、海洋分野においても、国際的な合意形成を主導していくことを旨としていかなければならない。
- 海洋分野には、長年にわたって多くの国が議論と実践を積み重ねてきた、国連海洋法条約を中心とした国際的なルールが存在する。我が国は、これらのルール等を尊重し、そこに規定された海洋における権利を享受するとともに、責務についても率先して遂行する。
- 特に、海洋における紛争や利害の対立等に際しては、海洋における秩序の形成・発展の観点からも、これらの国際的なルール等に則って対処し、主張を通すために力や威圧を用いず、平和的な事態収拾を徹底する。
- さらに、地域や地球規模の海洋問題を解決するためには、国際的なルール等の遵守に加え、海洋の状況を適切に把握し、海洋の諸現象をよりよく理解することも欠かせない。我が国は、国際的な枠組みの下、包括的な海洋観測網の構築に貢献するとともに、これらの観測を通じて科学的知見を得るよう努め、科学的知見が得られる限りは、それに基づき決定される政策によって海洋の諸課題に対処していく。
- 我が国は、これら「海における法の支配」及び「科学的知見に基づく政策の実施」という原則を、自国のみならず、国際社会全体の普遍的な基準として浸透させるべく活動し、これらの取組を通じて我が国の国益の実現をはかる。

(4) その他（水産業、海上輸送、離島の振興、排他的経済水域等の開発等）

①水産業

水産業については、我が国周辺の豊かな水産資源を持続的な形でフル活用を図るとともに、水産物の安定供給と漁村地域の維持発展に向けて、以下の主な取組を含め、水産基本計画等に従って取組を実施する。

- 適切な資源管理措置の基礎となる資源評価の精度向上を図り、国内における資源管理の高度化と国際的な資源管理を推進する。
 - ・漁獲量や漁獲金額等が多い主要な資源や広域資源及び資源状況が悪化している資源については、国が積極的に資源管理の方向性を示し、関係する都道府県とともに資源管理の効率化・効果的な推進を図る。
 - ・主要水産資源ごとに、目標管理基準や限界管理基準といった、いわゆる資源管理目標等の導入を順次図る。
 - ・IQ（個別割当）方式については、沖合漁業等の国際競争力の強化が喫緊の課題となっていることから、我が国漁業の操業実態や資源の特性に見合ったIQ方式の活用方法について、検討を行う。

- ・沖合漁業については、数量管理等の充実を通じて、既存の漁業秩序への影響も勘案しつつ、資源管理の方法も含め、規制緩和の在り方等について引き続き検討する。
- ・商業捕鯨の早期再開を目指すため、国際捕鯨委員会の在り方に関する議論を関係国と進めるとともに、鯨類科学調査を確実に実施する。また、我が国の立場に対する理解の拡大に引き続き取り組む。

○産業としての生産性の向上や所得の増大による成長産業化を目指し、自らの経営能力の向上や企業の技術・知識・資本等の活用を通じて、漁業操業や養殖事業の効率化を図り、「浜」単位での所得の向上に取り組む。

- ・国際競争力の強化のための課題に取り組む者を、効率的かつ安定的な漁業経営体となるべく育成し、今後の漁業生産を担っていく主体として位置付けることとし、これらの経営体に経営施策を重点化し、その国際競争力の強化を図る。
- ・資源管理・収入安定対策に加入する担い手が、限られた水産資源を管理しつつ将来にわたって効率的に利用して、漁業生産の大宗（我が国漁業生産額のおおむね9割に相当）を担い、多様化する消費者ニーズに即し、安定的に水産物を供給し得る漁業構造を達成する。
- ・浜プランの実施に当たっては、所得の向上に向けて着実に PDCA サイクル回していくことが重要であり、優良事例や取組に当たっての課題を浜にフィードバックする。
- ・漁業就業者の減少・高齢化といった実態も踏まえ、浜の資源のフル活用のために必要な施策について、引き続き検討を行う。
- ・漁業者が、必要とされる技術・ノウハウ・資本・人材を有する企業との連携を図っていくことは重要である。このため、国として、浜と連携する企業とのマッチング活動の促進やガイドラインの策定等を通じた企業と浜との連携、参入を円滑にするための取組を行うとともに、浜の活性化の観点から必要な施策について引き続き検討する。
- ・漁船の高船齢化による生産性の低下等が問題となっており、高性能化、安全性の向上等が必要となっている。造船事業者の供給能力が限られている現状も踏まえ、今後、高船齢船の代船を計画的に進めていくため、漁業者団体が代船のための長期的な計画を示すとともに、国としても、このような計画の円滑な実施と国際競争力の強化の観点から、必要な支援を行う。

○現在、既存の流通機構の枠を超えて消費者や需要者のニーズに直接応える形で水産物を提供する様々な取組が広がっている。今後は、流通機構の改革が進むよう、国として、水産物の取引や物流の在り方を総合的に検討する。

○我が国水産業の基盤整備における課題に的確に対応する観点から、重点的に取り組むべき4つの課題として、水産業の競争力強化と輸出促進に向けた漁港等の機能向上、豊かな生態系の創造と海域の生産力向上に向けた漁場整備、大規模自然災害に備えた対応力強化、

漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出を掲げ、漁港・漁場・漁村の整備を総合的に推進する。

- 自然環境の保全、国境監視、海難救助による国民の生命・財産の保全、保健休養・交流・教育の場の提供などの、水産業・漁村の持つ水産物の供給以外の多面的な機能が将来にわたって発揮されるよう、一層の国民の理解の増進を図りつつ効率的・効果的な取組を促進する。
- 海外市場の拡大のため、日本産水産物について全国の関係者が一体となったオールジャパンでの輸出促進に取り組むとともに、輸出先国・地域の規制・ニーズに応じた輸出環境の整備に向け、HACCP 認定施設数の増加を図るため、水産加工施設の改修、研修会、現地指導等に対し支援を行う。
- 生態系の構成要素であり、限りあるものである水産資源の持続的な利用を確保し、水産業の健全な発展を図るため、生産現場等が直面する課題を速やかに解決するための調査・研究・技術開発を効率的に推進する。

②海上輸送

i 外航海運

- 四面を海に囲まれる我が国においては、貿易量の 99.6%を海上輸送が占め、このうち 61.9%の輸送を我が国外航海運企業が運航する日本商船隊が担っており、外航海運は我が国経済・国民生活を支える重要な基盤であることから、その安定的な国際海上輸送の確保が重要である。
- また、我が国外航海運は世界第2位の保有船腹量を有しており、我が国経済に大きく貢献している他、海運業・造船業を中心として海事産業の関連分野が集積する「海事クラスター」の一翼を担うなど、地域経済・雇用にも貢献している。他方で外航海運は世界単一市場を形成しており、我が国外航海運企業は熾烈な国際競争にさらされる中で、近年の海運市況の歴史的な低迷等もあり、国際競争力の更なる強化が重要な課題である。

このため、最近の国際海運市場における一層の競争激化及び諸外国の外航海運政策も踏まえ、安定的な国際海上輸送の確保とそのための国際的な競争条件の均衡化等の国際競争力強化の施策にこれまで以上に取り組む。

ii 内航海運

- 内航海運は、国内貨物輸送の 44%、産業基礎物資輸送の約 8 割を担う、我が国の経済活動や国民生活を支える基幹的輸送インフラであり、モーダルシフトの受け皿としても重要な役割を担っている。
- 一方で、内航海運事業者の 99.6%が経営基盤の脆弱な中小企業であることに加え、寡占化

された荷主企業への専属化・系列化が固定化している業界構造にあるため、自らの努力のみでは輸送需要を増加させることが難しい状況にあるなど、構造的課題を抱えている。

- これらの課題を踏まえ、内航海運が持続的に安全・良質な輸送サービスを提供する役割を担い続けるための具体的施策等を「内航未来創造プラン ―たくましく 日本を支え 進化する―」としてとりまとめた（平成 29 年 6 月公表）。
- 同プランでは、目指すべき将来像として「安定的輸送の確保」と「生産性向上」の 2 点を軸として位置づけ、これらの実現に向け「内航海運事業者の事業基盤の強化」、「先進的な船舶等の開発・普及」及び「船員の安定的・効果的な確保・育成」の 3 つの視点から整理された具体的施策を、今後、関係者が連携して推進していく。
- また、地域住民の移動手段等において不可欠な交通インフラである国内旅客船についても、離島航路の維持・確保はもとより、観光需要の取り込みによる新規の船旅サービスの展開を促すとともに旅客船事業の活性化を図るために必要な取組を推進する。

iii 海上輸送拠点の整備

- 我が国の国際物流のほとんどを支える、シーレーンの安全確保の観点から、シーレーン沿岸国の港湾等のインフラは非常に重要な意味を持つ。特に主要な港湾等における運営に我が国が関与していくことや、我が国の企業や国民によるグローバルな展開を支える物流ネットワークの国際競争力を強化するため、国際コンテナ戦略港湾、国際バルク戦略港湾や LNG バンカリング拠点などの海上輸送拠点を整備することは、極めて重要であり、また海洋に於ける安全保障環境を戦略的に維持・改善する上からも必須である。
- 地域の基幹産業の競争力強化のための港湾整備等を推進する。
- 訪日クルーズ旅客 500 万人の実現に向けて、クルーズ船の受入環境の整備等を進める。
- 我が国産業の成長、国際貢献、海洋における安全保障環境の維持・改善等の観点からも、川上（計画策定段階）から川中（整備段階）、川下（管理・運営段階）の各段階において港湾インフラシステムの海外展開を推進する。
- 港湾における保安対策・危機管理を適切に実施するとともに、輸出入及び港湾関連手続きの効率化について推進する。

③離島の振興

- 離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全や海洋資源の利用等に重要な役割を担っているものの、急激な人口の減少や高齢化が進行しており、離島をめぐる現状は、全国や他の条件不利地域と比較しても、依然として厳しい状況にある。また、厳しい自然的社会的条件の下、人の往来、生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額であることのほか、産業基盤、生活環境等に関する地域格差が課題となっている。この

ような状況の中で離島の活性化を図るため、定住の促進、生活の安定、福祉の向上、地域間交流の促進などの取組に加え、自然、歴史、伝統文化、産業、生活様式などの島固有の資源を効果的にフル活用する取組を実施する。

- また、人口が減少し、高齢化が進行している離島では、新たな発想による取組を生み出しづらい状況に置かれており、様々なニーズに応じて多様な人材を島内だけで確保することは困難な状況にある。このため、島民以外の視点を取り入れていく仕組みづくりも重要であり、島外を含めた様々な知見を活用し、創意工夫により活性化の取組を進めていくことが求められる。
- こうした状況を踏まえ、国及び地方公共団体においては、新たな地域資源の発掘や付加価値の向上、離島交通の安定的な確保等を行い、島の魅力ある資源を最大限に活用した産業振興や交流人口の拡大を推進する。また、離島と企業・他地域との交流強化、島に向かう新しい人の流れをつくる取組の強化など、離島と島外との交流機会を充実し、島外の知見を上手に活用しながら、新しいアイデアや知恵、イノベーションを生み出す取組を充実する。

④排他的経済水域等の開発等

i 排他的経済水域等の確保・保全等

- 大陸棚の延長に関し、平成 26 年の総合海洋政策本部決定「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」(平成 26 年 7 月 4 日、総合海洋政策本部決定)に沿って取組を進める。
- 我が国と外国の主張が重複する海域が存在することに伴う問題については、国際法に基づいた解決を目指す。
- 排他的経済水域等の外縁を根拠付ける国境離島については、低潮線を含めその保全・管理を行うことが今次基本計画の重点的施策であることを踏まえて取り組む。

ii 排他的経済水域等の有効な利用等の推進のための基盤・環境整備

- 排他的経済水域等の有効な利用等の推進のため、海洋調査の推進、海洋情報の一元化と情報の戦略性等に配慮した上で公開に引き続き取り組むとともに、活動拠点の整備等を進める。
- 第 2 期海洋基本計画では「排他的経済水域等の開発等を推進するため、海域の開発等の実態や今後の見通し等を踏まえつつ、管理の目的や方策、取組体制やスケジュール等を定めた海域の適切な管理の在り方に関する方針を策定する。当該方針に基づき、総合海洋政策本部において、海洋権益の保全、開発等と環境保全の調和、利用が重複する場合の円滑な調整手法の構築、海洋調査の推進や海洋情報の一元化・公開等の観点を総合的に勘案しながら、海域管理に係る包括的な法体系の整備を進める。」と規定している。これを受け、

これまで同計画策定以降における検討、即ち総合海洋政策本部「排他的経済水域等の海域管理の在り方検討チーム」での取りまとめ(平成26年6月)や、参与会議の下に設置された「海域の利用の促進等の在り方プロジェクトチーム」報告書(平成27年3月、平成28年2月及び平成29年2月)が出されているところであり、これらも踏まえ、包括的な法体系の整備を進める。

この場合において、既存個別法による措置、特定の海域での実務的な調整等、その進め方についても時機を逸することなく、適切に対応する必要がある。

また、諸外国においても導入事例のある「海洋空間計画」については、その実態の把握に努め、我が国の海域の利用実態や既存の国内法令との関係等を踏まえつつ、その必要性和課題及び活用可能性につき検討を進める。

第1回 (4月19日)

- ・基本計画委員会の進め方について
- ・海洋の安全保障小委員会及び海洋の産業利用の促進PT等の進め方の検討状況の報告
- ・次期海洋基本計画に係る意見書の方向性について
- ・次期海洋基本計画の検討において考慮すべき海洋情勢の変化等について

第2回 (6月2日)

- ・第2期海洋基本計画の評価について
- ・諸外国の海洋政策について

第3回 (8月1日)

- ・小委員会・各PTの中間報告について
- ・北極政策について
- ・海洋に関する科学技術について
- ・次期海洋基本計画について

第4回 (9月29日)

- ・海洋調査についての基本的な考え方 ～海洋調査・観測・モニタリングに関する論点～
- ・国際連携・国際協力についての基本的な考え方
～海洋における法の支配及び科学的知見の重要性について～
- ・基本計画委員会で取り扱うべき重要なテーマ（水産業、海上輸送、離島の振興）
- ・次期海洋基本計画について（次期計画に対する提言・意見、次期計画実行のためのPDCAの仕組みについて）

第5回 (10月19日)

- ・小委員会・各PTの最終報告について
- ・基本計画委員会で取り扱うべき重要なテーマ（EEZ等の開発等の推進について、参与会議の検討体制及び事務局機能について、国際連携・国際協力について）
- ・次期海洋基本計画の構成及び第1部の記載イメージについて

第6回 (11月2日)

- ・海洋技術フォーラムの提言について
- ・意見書のたたき台の検討